

目次

B 5 -CR-3rd-1-★異議20211011.....	2
--------------------------------	---

異議申立書兼趣意書 B5

令和 3 年 10 月 11 日

東京高等裁判所 御中

申立人

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1

職業 農業

氏名 今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話・FAX 0278-72-5353

前文

申立人が、令和 3 年 1 月 26 日に、前橋地方裁判所民事第 1 部裁判官の渡邊和義、を公務員職権濫用罪等で告訴したところ(前橋地検 R3 検 231)、前橋地方検察庁検察官検事の上村正から、令和 3 年 2 月 26 日付で不起訴処分の通知を受けた。

これについて、令和 3 年 3 月 2 日付で付審判請求を申し立てたが(前橋地裁 R3 つ 5)、令和 3 年 7 月 20 日付で、前橋地方裁判所刑事第 2 部の山崎威、稲田康史、落合沙紀らに棄却された。

これについてさらに、令和 3 年 7 月 30 日付けで抗告を申し立てたが(東京高裁 R3 く 574)、令和 3 年 10 月 6 日付で東京高等裁判所第 11 刑事部の、三浦透、上岡哲生、小泉満理子らに棄却された。

しかしながら、この決定も、不起訴処分の合理的根拠が無い、との当り前の訴えを、更に無視している。

つまり、同罪ではないとする抗弁事実が立証されていない。 犯罪を隠蔽する権限は誰にも無い。

かような司法判断は、訴えの無視と合理性の欠如の両面から、手続として当然に無効である。

よって、後述の通り、原決定には理由が無く、刑事訴訟法 419 条違反であり、全部不服なので、同第 428 条第 2 項に基き、異議を申し立てる。

第 1 原決定の表示

事件番号 東京高等裁判所 令和 3 年(く)第 574 号

主文

本件抗告を棄却する。

第 2 本申立の趣旨

原決定を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

第 3 本申立の理由

1 虚偽表示無効

原決定は、「(中略)付審判請求の対象となる犯罪を構成する事実が内在していると解することはできない(中略) 以上によれば、申立人の付審判請求を棄却した原決定に誤りはなく、論旨は理由がない。

よって、刑訴法 426 条 1 項により本件抗告を棄却することとし、主文のとおり決定する。」としている。

しかしながら、上記下線部分は虚偽である。 原決定こそ理由が無い。

裁判所が無視している点をあらためて以下に列挙する。

- ①訴えを無視しては裁判にはなり得ない点(手続的無効性)
- ②犯罪を隠蔽する職権など誰にも無いので、職権行使の合理性が常に不可欠である点
- ③当該不起訴処分には、嫌疑(後述の「原事件の核心」の通り)に対する合理的根拠が無い点
- ④不起訴裁定主文では社会通念上、実質的な理由には、なり得ない点
- ⑤したがって職権濫用による隠蔽であり、正当行為どころではなく、手続妨害による人権侵害である点

■事実として理由が無いことを、尚も認めない狂気・欺瞞

★実質的な白痴化ないし司法拒絶による隠蔽である

隠蔽ではないことが証明されていない。 犯罪の隠蔽は、当然に、公務員職権濫用罪である。

それなのに、手続の外形面だけに固執し続け、居直る姿はまさに白痴化であり、見苦しい。

言い換えると、訴えた当り前の蓋然性を無視しており、理由の無い事実認定である。

このように当り前の蓋然性(不可欠の判定要素)を無視するならば、いかなる犯罪も隠蔽される。

無視とは、完全無視か、極めて片手落ちの理由か、いずれにせよ、実質的な理由にはならない。

裁判とは訴えの合理性の判定であるから、これでは事案解明にならず、当り前に、裁判とは呼べない。

したがって、原決定も当然に無効であり、少なくとも私の裁判ではない。

2 以上のとおり、原決定には理由が無く、事実誤認なので、取り消されるべきである。

第4 本申立の理由の説明

何度も言うように、訴えた犯罪を否定した実質的根拠が無い。 列挙した蓋然性を無視している。

具体的には、「罪とならず」と判断した理由が無い。 処分や決定の合理性が無い。

何度も言うように、不起訴裁定主文とは単なる分類名に過ぎず、実質的な理由には、なり得ない。

なぜならば、事実として、訴えた嫌疑の「どこをどのように」否定したのか?、誰にも解らない。 100%自明

★理由が解らなければ告訴状の再提出もできないから、その妨害効果は明白である。

簡単にできるはずの実質理由の告知を頑なに拒み続けた欺瞞こそ、まさに職権濫用の極みである。

このような甚だしく不合理な国家権力の行使は、当然に不適正であり、妨害である。

犯罪を告訴し身の安全の確保を求める権利は誰にでも有り、また、犯罪を隠蔽する権限は誰にも無い。

制度として私闘を禁じ、個人の刑事起訴の権利を奪っている以上、処分の合理性は不可欠である。

ひとたび告訴状に記載した嫌疑を受理した以上、なおさらである。

このような故意の事実誤認は、当然に、犯罪であり、手続妨害であり、人権侵害である。

★また、身の安全の確保は、訴えた脅迫被害継続に直結するから、当り前に自由権的な権利性は有る。

具体的には、適正な手続を受ける権利(憲法 13 条)、ないし、幸福追求権(憲法 13 条、犯罪の検挙により身の安全の確保を求める権利)である。

なおこれは、たとえ権利ではないとしても、少なくとも、法律上保護される利益である。

違法性

最大要素が欠落しては、そもそも判断できない。甚だしい経験則違反かつ論理則違反である。
刑事訴訟法第 318 条の自由心証主義の濫用である。自由心証といえども、合理性は不可欠である。
虚偽ないし無根であり、極めて反社会的なので、広義の違法(信義則違反や公序良俗違反)である。
要するに、包囲網による無法社会の陰謀であり、私限りの非人扱いである。
これは組織的隠蔽による人権侵害であるから、当然に、憲法解釈の誤りと見做せる。
当然に正当業務行為ではなく、手続(告訴)妨害となり、権利の行使の妨害ないし利益の侵害となる。

包囲網としての無法社会の陰謀である

合理的根拠が無いから犯罪(組織的隠蔽)だと訴えているのに、全機関とも検証しようとしない欺瞞。
このような、私限りの非人扱いは、通常成し得るものではなく、無法社会の陰謀の象徴である。
とどのつまりは、社会一丸となって、未来永劫、見て見ぬフリをすることによる隠蔽である。
なお、「包囲網」の概要は、告訴状に添付した被害届 2018 と恣意性一覧表の通りである。
その最新版は、私のサイト <https://alien1961.jp/> にも公開している。

●原事件の核心(全機関とも無視している点)● 抗告申立書 2 頁ほか

このように、何度も同じ訴えを繰り返させる欺瞞に辟易しているが、敢えて再掲する。

●B 事件 猟銃による一連の組織的脅迫●

●20150111 の発砲の自明過ぎる違法性

●無意識下の、直線距離 31m の、対面の、発砲は、以下のような、当然の違法発砲である。
以下の各違法性はあまりにも自明過ぎるが故に、それを承知のうえで、敢えて発砲したことは、当然に「お前を撃つぞ」又は「お前を認めない」との無言の脅迫の害意である。
また、同様事例の統計的希少性は、当り前に、違法性が公知であることの証左である。
★★★目の前に無意識の一般人が居る場合は、決してしない発砲である点
1 ★狩猟法違反、2 ★殺人未遂罪、3 ★★暴行罪、4 ★侮辱罪、5 ★自律権の侵害、6 ★静穏権の侵害、7 ★★脅迫罪、の其々の疑い

●20150126 の通り道の血痕

「本件発砲からわずか二週間後に、本件発砲現場からわずか 200m の場所で、誰が(ハンターなら残渣放置と承知のはずなのに)、何の為に、通り道まで 20m も猪の死骸を持ち出して、解体したのか？ また、なぜ間の 20m には血痕が無いのか？」という各恣意性を総合すれば、「この猪のように、お前を撃ち殺すぞ」との、本件発砲との関連に基く、無言の脅迫の意図が、当り前に、疑われる。
なお、この通り道(村道)沿いは耕作放棄地ばかりなので、実質的に私しか通らない。
一審が示した唯一の理由は、「現場が公道だから、私を狙った行為とは言えない」であるが、上記を否定する根拠には少しも成り得ない。 屁理屈

●20150126 の通り道の子猪の死骸 2 匹

「本件発砲からわずか二週間後に、かつ、実況見分からわずか2時間後に、本件発砲現場からわずか200mの場所で、誰が、何の為に、通り道まで20mも子猪の死骸を持ち出したのか?」との各恣意性を総合すれば、「この猪のように、お前を撃ち殺すぞ」との、前項同様の意図が、当之无愧に、疑われる。

●20150327の通り道の大猪の毛皮

「本件発砲現場からわずか220mの場所で、本件発砲から三ヶ月近くも放置していた巨大な猪の死骸を、誰が(ハンターなら残渣放置と承知のはずなのに)、何の為に、通り道まで20mもわざわざ持ち出して、捌いたのか?」という各恣意性を総合すれば、「この猪のように、お前を撃ち殺すぞ」との意図が、当之无愧に、疑われる。

●20150221の高橋和俊のつきまとい

「本件発砲グループのリーダーが、何の為に(ダムに居た釣り人に用事とのこと)、日没直前の発砲できない時間に、ハンターの恰好で、私の散歩の帰途に、後から現れ、400mも手前で車を停めて姿を見せたのか?」との各恣意性を総合すれば、「お前を射殺するぞ」との本件発砲との関連による無言の脅迫の意図が疑われる。

●C事件 20170405の月夜野郵便局・齋藤佳之の睡眠中の屋内侵入●

- 1 私に配達に関する記憶が全く無いこと(経験則) 過去に同様の経験は無いこと
- 2★★ 受取サインが私の筆跡ではないこと この偽造サインの特徴は以下の通り
- ①井の字の右側の縦棒が左に曲がることは無い。
- ②豊の豆の字の上の横棒は、こんなに短くは書かない。
- ③豊の豆の字の口は、こんなに横に狭くは書かない。
- ④豊の右下の点が、右上に向かった後、引き返しており、明らかに書き損じである。
- 3★ インクの色がサイトウ本人の供述と違ったこと
- 4★ 当該配達証に私の指紋が無いこと(触っていないこと) 触らずにサインできない
- 5★ インクの成分が異なること(科学的分析) サインと三色ボールペンの黒
- 6 ゆうパックが在った位置が不審(経験則) その位置では、寝転べない
- 7 不在時連絡票が残っていたこと(経験則) 配達直後に破棄する習慣
- 8★★★ 群馬県警沼田署が当り前の捜査をしなかったこと 法令(職責)違反 当り前の捜査によって確定したはずの事項は、本件配達証の受取サインの筆跡が違ふこと、インクの成分が三色ボールペンのいずれとも違ふこと、指紋が無いこと。

★齋藤佳之の嫌疑は十分である 認めない合理性が無い 確率数字で反論すべし
私の嫌疑は信用せず、齋藤佳之の供述は信用した、点は甚だしく経験則違反かつ信義則違反である。
通常抱く心証は真逆のはず。少なくとも9:1以上のはず。極めて不公平である。
なぜなら、私には自筆の経験則等が有るのに対し、齋藤佳之には何も無いからである。
私本人が自分の筆跡ではないと断言している。 しかも使ったペンのインクの色が供述と違ふ。

これを信じない合理性とは？ 経験則を逸脱した判定には、筆跡鑑定等による立証が必要である。

またこれは、当然に広義の判例違反と思われるので、同様事例の検証も必要である。

★大藤一也が罪とならない理由が無い 行為自体が犯人隠避である

★不詳 1 が罪とならない理由が無い 証拠隠滅と私文書偽造の偽計

本紙の閲覧を要求したのに、わざわざカラーコピーを作って、それを黙って閲覧させる意図は偽計しかない。

★不詳 2 が罪とならない理由が無い

私文書偽造を訴えられている状況で、敢えてその証拠を破棄する意図は、証拠隠滅しかない。

蓋然性(予見可能性)として、有り得ない選択である。

★カドノ某が罪とならない理由が無い 犯人隠避に当る行為が無いとする理由が無い

●D II 村人の石井恵子の三度の留守宅内侵入●

1 違法性が誰にも自明な行為(典型的な社会通念違反)を、2 私への超敵対的発言を重ねておきながら、厚顔無恥にもその後、3 必要も無く、4 サイトウ郵便局員を模倣して、5 「立入禁止」の表示を無視して、留守宅侵入を3度も重ねたこと。

1 ★★原則違法(自律権の侵害)が誰でも自明であること

留守宅内への無断立入りなど、当り前に、全世界共通に違法である。

①無条件の自律権(憲法 13 条)侵害であること(部分社会の法理では阻却し得ないこと)から確定的不法行為であり、更には、②事後に留守宅で物が紛失したりすれば当然に窃盗の嫌疑を受ける懸念が有るなど、その反社会性は誰でも自明過ぎるがゆえに、それを敢えて実行した点こそが故意の害意の証左である。

2 ★★★★★村人関係が既に崩壊していたこと

石井恵子は、20170416 の村の総会②において、既述の超敵対的発言を行った。

2 号 P1 上「(石井恵子)そんな話は総会の議題より後回しにすべき」 (説明)私が発言中

3 号 P4 上「(石井恵子)(郵便局の件は)ここで言う事じゃない」 (説明)私が発言中

3 号 P4 下「(石井恵子)「総会を終わりにしましょう。」 (説明)私が発言中

3 ★必要性が無いこと

屋外のポストで用が足りるので、現に、前任の私は一度も留守宅に立入っていない。

4 ★★前後の事件との相互関連性(模倣性)

20170405 の郵便配達員の居眠り中の屋内侵入(C 事件)や、20200503 のヤマト運輸の配達員の入澤雄一の留守宅内侵入(C IV 事件)と同類である。

つまり、「無意識・無防備を突いた行為」との共通点から、皆で通謀して同様行為を反復(模倣)してみせることによる、「このように、我々は何時でもお前の不意を突けるぞ」との、包囲網の組織力の誇示による無言の威力脅迫に相違無い。

5 ★★「立入禁止」と入口に大きく表示していたこと

6 ★ 「他人に家に出入りされたくない」旨を告知済だったこと

7 三回とも物を置き去りにして、自分の犯行を誇示している点

8 一回目も二回目も風雨が弱かったこと 三回目は雨無し

9 二回目の配り物は領収書だけであること

10 二回目は、同条件の天候を狙って半月以上も待機していた疑い

11★★★★群馬県警沼田警察署の組織的隠蔽こそが決定的証拠

★特に、牧島警察官が告訴状を受理拒否したことは犯捜 63 条違反である。

●群馬県警沼田警察署の組織的隠蔽●

★★★★以上の通り、群馬県警には悉く合理的根拠が無いので、既述の法令違反である。

以上